

告示

埼玉県告示第六百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和八年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団康佑会 新所沢整形外科内科	所沢市緑町二―一四―三 一階	令和八年七月三十 一日
まみ内科クリニック	ふじみ野市市沢一―九―一	令和八年七月三十 一日
なないろ在宅診療所	春日部市大枝六一三―一二	令和八年八月十五 日
大畑歯科医院	朝霞市膝折町四―六―一二	令和八年七月三十 一日
ハーモニー歯科 鴻巣	鴻巣市新宿一―一五三	令和八年七月三十 一日
矢島歯科医院	鴻巣市筑波一―一〇―二	令和八年七月二十 五日
松本歯科医院	入間市東町七―二―六	令和八年七月十八 日

根岸歯科クリニック	上尾市谷津二―一―五〇―三八	令和八年八月一日
おおの薬局	北足立郡伊奈町栄四―一五四	令和八年七月三十一日
ポプリ薬局	行田市城西一―六―九	令和八年八月七日
ウイン調剤根岸台薬局	朝霞市根岸台六―八―三五根岸台クリニックビル一〇二	令和八年七月三十一日
ウイン調剤けやき薬局	朝霞市仲町二―二―四四パールウイング一―B号室	令和八年七月三十一日
彩生薬局 東方店	深谷市東方町二―一五―一四	令和八年七月三十一日
ファイン薬局 熊谷宮前	熊谷市宮前町一―一三九	令和八年七月三十一日
ウエルシア薬局和光本町店	和光市本町一五―五一―一F	令和八年七月三十一日
そよ風薬局小手指在宅調剤センター	所沢市小手指町三―三一―四メゾンコスモス一〇三	令和八年七月三十一日
スギ薬局 丸広入間店	入間市豊岡一―六―一二丸広百貨店入間店一階	令和八年七月十五日
小林薬局	鴻巣市吹上富士見三―一―一〇	令和八年三月三十一日

二 指定施術機関

吉田 周作		氏 名	
		住所	
ア ベ イ ユ	あ し た ば	名 称	施 術 所
さいたま市南区白幡四 ―三―一三	所沢市上安松七三七― 三一	所 在 地	
令和八年七月二十 六日			廃止年月日